

特別児童扶養手当

の認定を受けているかた

精神や身体の障がいなどで特別児童扶養手当を受けている人は「所得状況届」の手続きが必要です。受給者には書類などを郵送していますので、必ず下記の期間内に手続きをお願いします。

▶ 受付場所 **福智町役場 本庁 1階**

▶ 受付期間 **8月12日(金)～9月12日(月)**

※土日除く / 8:30～17:15



手続きをしないと、その後の手当を受けることができなくなります。



両支所が廃止したため
手続きは本庁のみで
おこないます!

現況届をお忘れなく

問 健康子育て支援課 子育て支援係 ☎ 22-7763

児童扶養手当

の認定を受けているかた

現在、ひとり親世帯などで「児童扶養手当」を受けている人は「現況届」の手続きが必要です。受給者には書類などを送付していますので、必ず下記の期間内に手続きを行ってください。



手続きをしないと、その後の手当を受けることができなくなります。



児童扶養手当と特別児童扶養手当どちらも認定されているかたは、下記の受付期間に限らず**8月12日(金)～31日(水)**の間に手続きをお願いします。

ひとり親医療証

をお持ちのかた

ひとり親家庭等医療証(オレンジ色)の期限は9月30日までです。該当者には7月中に申請書類などを送付していますので、必ず下記の期間内に更新の手続きをお願いします。

▶ 必要なもの

- ☑ 申請書等
- ☑ ひとり親家庭等医療証
- ☑ 申請者と児童の保険証
- ☑ 申請者と児童の戸籍謄本
※支給事由が障がいの場合は不要
- ☑ 所得証明書
※令和4年1月1日に福智町に住所がなかった人のみ

▶ 受付場所 **福智町役場 本庁 1階 101会議室**

▶ 受付期間 ※いずれも土日祝除く / 8:30～17:15

赤池・上野・市場
のかた

8月1日(月)～8月9日(火)

金田・神崎
のかた

8月10日(水)～8月19日(金)

伊方・弁城
のかた

8月22日(月)～8月31日(水)

※上記の日程が合わない場合は、8月中のご都合の良い日にお越しください。



支所が廃止したため、手続きは
本庁のみでおこないます。

お住まいごとに
受付期間が違うので
ご注意ください!

